

インターネット公表とは

電波行政の一層の透明性を求める国民の期待に応え、かつ、新たな電波利用の促進を図る観点から、無線局の免許状記載事項に係る情報を(誰もが容易にアクセスできるよう)インターネットにより公表します。

これまでの公表との主な違い

これまでの公表制度

1 公示制度(官報掲載)

- ア 対象無線局: 海岸局、航空局等の一部の無線局
- イ 公示事項: 免許年月日、免許人の氏名、無線局の種別、設置場所、識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力

2 日本無線局周波数表

- ア 対象無線局: 治安維持又は防衛の業務をつかさどる行政機関が開設する無線局を除く全ての無線局
- イ 記載事項: 周波数、無線局の種別、設置場所、空中線電力

情報の更新を迅速化・国民の
アクセスの容易化

新制度(インターネット公表)

原則として無線局免許状の記載事項について公表(上記1及び2の事項以外に、無線局の目的、通信事項、通信の相手方、運用許容時間等を追加)します。

ただし、国の安全、外交等に関わる無線局及びこれに準ずる災害対策用の無線局、犯罪の予防等・取締り等に関わる無線局については、秘密の漏洩や妨害活動の誘発等、具体的支障が生じる懸念が強いことから、これらの無線局の免許情報は公表しません。

インターネット公表画面の遷移



電波利用ホームページのトップページです。
無線局検索のリンクをクリックします。



検索結果件数表示画面です。
前画面で選択した内容に合致する免許状の件数が表示され、絞り込むための条件が指定できます。



無線局情報検索のトップページです。
無線局免許情報検索をクリックします



検索結果一覧表示画面です。
前画面で絞り込みを行った結果として、免許状への一覧が表示されます。



地方局・無線局種選択画面です。
地方局名及び無線局種を選択し、検索ボタンを押下します。



無線局免許情報画面です。
前画面の一覧からリンクをクリックすることで、該当の無線局免許情報が表示されます。

無線局免許状記載事項のうち以下の項目を全て公表

免許の年月日

免許人の氏名又は名称及び住所(1)

無線局の種別

無線局の目的

通信の相手方(対向局の不公表情報に係るものを除く。)

通信事項(放送をする無線局を除く。)

無線設備の設置場所(市区町村レベルまで)

免許の有効期間

識別信号(呼出名称を除く。)

電波の型式及び周波数ポイント(2)

空中線電力

運用許容時間

指定無線局数(携帯電話のような包括免許の場合)

運用開始の期限(携帯電話のような包括免許の場合)

放送事項(放送をする無線局に限る。)

放送区域(放送をする無線局に限る。)

1 次頁 の 関連無線局は不公表

2 次頁 の 関連無線局は周波数ポイントを不公表

免許状記載事項を公表しない無線局（全部不公表）

国の安全、外交等に関わる無線局

防衛用、外交用、航空保安用 等

に準じる災害対策用の無線局

防災行政用、消防防災用、水防道路用 等

犯罪予防等・取締り等に関わる無線局

警察用、海上保安用、入国管理用 等

ただし、国民の利用のためにその運用情報等を一般利用者に知らせることが必要な無線局(電波法施行規則第10条の2第2号から第6号までに掲げる無線局及び非常局)は公表(路側通信など)

免許状記載事項の一部を公表しない無線局（一部不公表）

周波数ポイントを不公表(概要(周波数)のみ公表)

意図的な電波妨害等を誘発させ、人の生命や安全、公共の安全の確保及び取材活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

鉄道事業用、電気事業用、放送事業用 等

免許人の氏名又は名称及び住所を不公表

特定の個人を識別するおそれがあり、プライバシー保護への配慮の必要性があるもの

アマチュア局、簡易無線局 等